

# 新型コロナウイルス感染症の 5類移行後の取り扱いについて

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同等の5類へ移行されます。それに伴い以下の診療報酬上の臨時的な取扱いが随時終了となります。

## ① 令和5年5月7日(日)で終了

- ・発生届の提出
- ・コロナ検査(抗原・LAMP法)の公費負担  
→患者自己負担へ(抗原検査の場合、3割負担で900円)
- ・コロナ入院や自宅療養者の診療費全額公費負担  
→患者自己負担へ(入院の場合、自己負担限度額より2万円控除)

## ② 令和5年7月31日(月)で終了

- ・電話による診療

## ③ 令和5年9月30日(土)で終了

- ・コロナ治療薬剤の公費負担  
→患者自己負担へ(入院の場合、自己負担限度額より2万円控除)

※対象薬剤※

- ・ラゲブリオ・パキロビット・ゾコーバ・ベクルリー
- ・ゼビュディ・ロナプリーフ・エバジェルト